







### 3 調査の目的

当委員会の調査（以下、「本件調査」という。）の目的は以下のとおりである。

- (1) 令和5年3月4日に本件公園内で発生した事実関係調査
- (2) 令和5年3月4日以前にFに対するいじめがあったかどうかに関する事実関係調査
- (3) Fが不登校になったことの背景及び原因（理由）の解明
- (4) 本件小学校の対応に問題があったか否か
- (5) 本件教育委員会の対応に問題があったか否か

### 4 当委員会の活動経過

日付	活動経過
令和5年6月23日	・第1回（調査方針の検討）
同年7月19日	・第2回（ヒアリングスケジュールなどの確認）
同年7月31日	・第3回（ヒアリング内容の検討）
同年8月4日	・ヒアリング調査（F及びその保護者）
同年8月23日	・ヒアリング調査（A、B、D及びE）
同年8月29日	・ヒアリング調査（C）
同年9月6日	・第4回（ヒアリング内容の検討）
同年9月15日	・ヒアリング調査（校長、AないしEの学級担任（前年度）、教育委員会次長（前年度）及び教育委員会次長）
同年9月27日	・ヒアリング調査（生徒指導主事及びFの学級担任）
同年10月12日	・第5回（ヒアリング調査結果の分析など）
同年10月27日	・ヒアリング調査（教頭（前年度）） ・第6回（ヒアリング調査結果の分析など）
同年10月31日	・ヒアリング調査（市教委担当及びFの1年時学級担任） ・第7回（ヒアリング調査結果の分析など）
同年11月17日	・第8回（ヒアリング内容に関すること）
同年12月8日	・第9回（ヒアリング内容に関すること）

令和6年1月15日	・第10回（ヒアリング結果の分析など）
同年1月25日	・第11回（報告書に関すること）
同年2月6日	・第12回（報告書に関すること）
同年2月22日	・第13回（報告書に関すること）
同年3月4日	・第14回（報告書に関すること）
同年3月21日	・第15回（報告書に関すること）

### 第3 調査方法

#### 1 ヒアリング調査

本件調査においては、上記第2の4記載の者らに対するヒアリング調査を実施した（調査実施日についても上記第2の4記載のとおり。）。なお、AないしFに対するヒアリング調査に際しては、未成年者であることに鑑み、保護者らの同席を許可し、適宜調査に関する意向などを伺った。また、AないしFのヒアリング調査においては、質問を行う委員の数も厳選し、質問を行わない委員は、室内に設置したパーテーションの裏側で待機するなどの対応を行った。

#### 2 資料

ヒアリング調査実施後にヒアリング調査対象者から提出を受けた書類、当委員会の指示に基づき事務局を通じて提供された書類などをもとに当委員会において調査を行った。

### 第4 当委員会が認定した事実

本件調査により当委員会が認定する事実は以下のとおりである。

#### 1 令和5年3月4日の出来事について

令和5年3月4日、AないしEは、本件公園において鬼ごっこをして遊んでいた。

AないしEが本件公園において鬼ごっこをして遊んでいたところ、Fが本件公園に到着した。その後、AないしEの鬼ごっこにFが加わり、AないしEと

Fとは、一緒に鬼ごっこをして遊ぶようになった。

なお、AとFとは、令和5年3月4日以前に、本件小学校ないし本件公園において、少なくとも2回は顔を合わせたことがあり、BないしEとFとも本件公園において、少なくとも1回は顔を合わせたことがある関係であった。

その後、AないしFは、A・B・C・FとD・Eのグループに分かれ、前者のグループは、ペットボトルの容器を野球のバットに、ペットボトルのキャップを野球のボールに見立てて、野球（以下、「ペットボトル野球」という。）をするようになった。ただし、Fは、ペットボトル野球においてバッターやピッチャー、キャッチャーとしての関与はしていなかった。後者のグループは、本件公園内のベンチの辺りで、持っていたスマートフォンでゲームをして遊ぶようになった。

Aがペットボトル野球のバッターをしていた際、Aは、Fがバットにあたりそうな位置にいると感じ、これを不満に思っていた。そこで、Aは、本件公園内に設置されてあったU字の車止めにFが座っていた際、Fの背後からFに近づき、両腕でFの両脇を持って持ち上げようとした。そうしたところ、Fは、U字の車止めに座っていた状態から前のめりに手をついて倒れた。その後、Fが背中を地面につけて仰向けの状態になり、AはFの上にまたがるようにして馬乗りになった。その状態において、Fが、Aに対して「軽」との発言をしたことから、Aはこれを挑発と受け取り、その後、Aは、馬乗りの状態から立ち上がり、Fも仰向けの状態から立ち上がろうとした際に、Aは、Fの腹部を、自身の右足の甲で1回蹴った。

Fは、Aに蹴られた後、涙を流しており、A以外のBないしEのうち、周囲にいた人間も涙を流すFの周りに集まってきて「大丈夫？」などとFに対して声をかけていた。その後、Fは泣き止み、本件公園内にいた猫を触るなどして遊び始め、各人はそれぞれ帰宅していった。

## 2 当委員会が本調査において認定できなかった事実

以下の事実については、当委員会の調査を行ったものの、事実として認定することができなかった。なお、認定できなかった事実については、当委員会に提出のあった資料やヒアリング調査などの結果として認定できなかったものであり、事実が存在しなかったとの趣旨ではないことに留意されたい。

- ・ Fが、ペットボトル野球が開始される前に、Aの自転車に対して石を投げつけていたとの事情はAからの訴えとしてはあったが、そのような事実は認定できなかった。
- ・ Fが、A以外のBないしEから腕ないし肩をつかまれた事実は認定できなかった。
- ・ Fが、Aから2回以上蹴られた事実は認定できなかった。

## 3 いじめ該当性

当委員会が認定した事実を前提として、いじめ該当性について検討を行った。その結果は、以下のとおりである。

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされている。

そして、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定、最終改定平成29年3月14日、以下「基本方針」という。）において、「個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じている

もの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。」（基本方針4頁）とされていることから、当委員会においても、かかる基本方針の記載を踏まえて、上記1記載の事実関係のもと、いじめ該当性が認められるかどうかの検討を行った。

## (2) 一定の人的関係

上記の基本方針において、「一定の人的関係」とは、「学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。」（基本方針5頁）とされている。

本件で、AないしEとFとは、令和5年3月4日時点において、同じ小学校に在籍しており、かつ、同日に一緒に遊ぶなどしていたことから、AないしEとFとの間には「一定の人的関係」があったものと考えられる。

## (3) 「物理的な影響」

上記の基本方針において、「物理的な影響」とは、「身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。」（基本方針5頁）とされている。

具体的ないじめの態様として、基本方針5頁には、「叩かれたり、蹴られたりする」ことが指摘されており、本件でもAは、Fの腹部を、自身の右足の甲で1回蹴っていることから、Aの当該行為は、Fに対して「物理的な影響」を与えるものであることは明らかである。

なお、上記1及び2記載のとおり、BないしEが、Fに対して「物理的な影響」を及ぼしたことを認めるに足りる資料などが見当たらなかった。



#### (4) 「心身の苦痛を感じているもの」

Aに蹴られたFは、その後、涙を流しており、また、当委員会のヒアリング調査においても当時の心境を、悲しいと表現していたことから、Fが心身の苦痛を感じていたものと考えられる。

#### (5) 小括

以上より、当委員会においては、Aが、Fの腹部を、自身の右足の甲で1回蹴った行為がいじめに当たると判断した（以下、このことを「本件いじめ行為」という。）。なお、上記1及び2記載のとおり、BないしEが、Fに対して「心理的な影響」を及ぼしたことを認めるに足りる資料なども見当たらなかったことから、BないしEが、Fに対していじめを行ったとは評価できなかった。また、Fに対して、3月4日以前からいじめがあったかについては、本件小学校に設置された「緊急いじめ調査委員会」において、Aが、Fに対して、「ピーマン」と言ったことがあるとの調査結果が確認されているが、当委員会の調査においては、いかなる文脈でこのような発言がなされたのかの特定には至らなかった。

### 4 いじめとFの不登校との因果関係

#### (1) はじめに

基本方針32頁において、「「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。」とされていることから、本件いじめ行為と相当の期間、本件小学校を欠席することとなっていることとの因果関係について、以下検討を行うこととする。

#### (2) 令和5年3月4日以前のFの登校状況

当委員会の本件小学校長からのヒアリング調査によれば、令和4年度のFの登校状況は、以下のとおりである。なお、令和5年3月4日以降、本調査報告書作成時点においても、Fは本件小学校には登校していない。

年月	登校日	欠席日数
令和4年4月	15日	日
令和4年5月	19日	日
令和4年6月	22日	日
令和4年7月	13日	日
令和4年8月		
令和4年9月	20日	日
令和4年10月	19日	日
令和4年11月	20日	日
令和4年12月	17日	日
令和5年1月	16日	日
令和5年2月	19日	日
令和5年3月	17日	日

また、Fの2年時の学級担任、生徒指導主事、Fの1年時の学級担任などからのヒアリング調査によれば、Fの登校した際の状況として、主なものは以下のとおりであった。

- ・ Fは、本件小学校に登校した際には、本件小学校での授業が [ ] 共に帰宅することが多くあった。
- ・ Fは、 [ ] その場合は、本件小学校はFの保護者から連絡を受けていた。
- ・ Fが、本件小学校を [ ]
- ・ Fが本件小学校へ [ ] 本件小学校では [ ] [ ] 話し合いが行われていた。

### (3) Fの不登校が続いている理由

Fからは、主に以下の訴えがあった。

- ・ 本件小学校に登校したいが、AないしEの5人に会うのが怖いため、登校ができない。

- ・ AないしEの5人と本件小学校長が謝ってくれた場合には、本件小学校に登校できるようになると思う。
- ・ AないしEの5人は、現在、本件小学校を卒業して中学校に通うようになっており、本件小学校には在籍していない。しかしながら、AないしEの通う中学校と本件小学校とは物理的に近接した位置にあるため、AないしEと会ってしまう可能性がある。そのため、本件小学校に登校するのが怖い。

#### (4) Fの保護者らからのヒアリング内容など

Fの保護者らからは、令和5年3月4日以降のFの様子について、主に以下の訴えがあった。

- ・ Fは、令和5年3月16日に■■■■病院で■■■■の診断を受けた。
- ・ Fは、令和5年4月19日にFの父親がFと共に入浴しようとしていたところ、Fが家の中からいなくなり、本件公園の北側の海に入ろうとしていたところをFの父親に発見された。
- ・ Fのことを一人にすると、壁を蹴ったりして落ち着かない。
- ・ Fは、夜になるとうなされたりしている。
- ・ Fが、本件小学校に対して不信感がある。その理由は、いじめにあったことに対して、本件小学校が対応してくれないからである。
- ・ Fは、令和5年9月11日に■■■■医院で■■■■の診断を受けた。

#### (5) 因果関係についての検討

令和5年3月4日以前のFの本件小学校の欠席状況に鑑みると、令和5年3月4日以降のFの不登校の全てが本件いじめ行為を原因とするものであると断定するには躊躇を覚える。もっとも、本件いじめ行為はF自身の身体への直接的な危害を加えられるものであり、また、自分よりも学年が上の人間からなされたものであることなどの事情からすると、Fは相応の苦痛と恐怖

を感じたといえる。加えて、Fは本件いじめ行為を受けた後に泣いていたことから、Fの身体的苦痛の程度は大きかったものと考えられる。実際に、Fは、令和5年3月4日以降、本件小学校への登校ができていない。そうすると、令和5年3月4日以降のFの不登校の全てが本件いじめ行為によるものと断定することはできないものの、本件いじめ行為がFの不登校のきっかけとなったことは否定できない。

なお、Fの保護者らからの訴えについて検討すると、Fの保護者らからは、令和5年9月11日付の診断書が当委員会に提出されているものの、同診断書を除き、客観的な資料が提出されていないことから、今回の調査では同診断書記載の事実を確認することができなかった。また、同診断書について、当委員会から主治医に対するヒアリング調査を行おうとしたものの、Fの保護者らからの同意が得られなかったことから、どのような根拠に基づき診断がなされたのかの確認を行うことができなかった。

以上のとおり、事実確認ができない事項が相当程度あることから、当委員会の本件調査においては、本件いじめ行為とFの不登校との間の因果関係を判断するには至らなかった。

## 5 重大事態該当性

### (1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条1項2号では、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」を「重大事態」として規定している。

ここでいう「相当の期間」とは、「不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「い

じめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。」(基本方針32頁)とされている。

また、「不登校重大事態に係る調査の指針」(以下、「調査指針」という。)2頁によれば、「調査を通じて、事後的に、いじめがあったとの事実が確認されなかった場合や、いじめはあったものの相当の期間の欠席(30日(目安))との因果関係は認められないとの判断に至った場合も、そのことにより遡及的に不登校重大事態に該当しないこととなるわけではない。」とされており、同じく調査指針2頁には、「ここにいう「認める」とは「考える」ないし「判断する」の意であり、「確認する」「肯定する」といった意味ではない。よって、学校又は設置者が、いじめがあったと確認したりいじめと重大被害の間の因果関係を肯定したりしていなくとも、学校又は設置者が重大事態として捉える場合があり、調査した結果いじめが確認されなかったり、いじめにより重大被害が発生した訳ではないという結論に至ることもあり得る。」とされている。

## (2) 重大事態該当性の検討

以上を前提に検討すると、Fは、令和5年3月4日以降本件小学校に登校できていないのであるから、相当の期間の欠席が認められる。また、Fの保護者らは、本件いじめ行為があった当日に本件小学校に向かい、被害を強く訴えている。そうすると、仮に、本件いじめ行為とFの不登校との間の因果関係が明らかにならなかったとしても、本件は、遅くとも令和5年3月4日以降、Fの欠席期間が30日に達した時点をもって重大事態に至ったものと判断するのが相当である。

## 第5 本件いじめ行為後の事実経過

上記第4の当委員会が認定した事実を前提として、本件いじめ行為後の経過に関し、当委員会では、以下の事実を認定した。なお、本件小学校関係者の役職名などはいずれも令和5年3月4日当時のものである。

### 1 令和5年3月4日

令和5年3月4日の本件いじめ行為後、Fの母親は、帰宅したFが涙目であったことから、Fの異変を感じ、Fに対して何があったのかを確認したところ、Fは本件公園内で蹴られたと述べたことから、Fの母親は本件公園へと向かった。しかしながら、その時にはAないしEは本件公園にはいなかった。そのため、Fの母親は、本件小学校に電話したものの、同日が土曜日であったことから、電話が繋がらなかった。そこで、Fの保護者らは、直接本件小学校に向かうこととした。

同日は、土曜日であったものの、たまたま出勤していた[ ]教員（本件小学校6年生担任、以下、「X教員」という。）がFの保護者らからの訴えに対応した。Fの母親は、本件いじめ行為に眼鏡をかけている児童が関与しているとの訴えをFから受けていたため、このことをX教員に伝えたところ、X教員は、眼鏡をかけている児童は何人もいるという趣旨の回答を行った。その後、X教員は、[ ]校長（本件小学校校長、以下、「小学校校長」という。）に対して、電話で連絡を取り、どのように対応すべきか小学校校長の判断を仰いだ。そうしたところ、小学校校長からは、至急本件小学校に向かうが、その間、Fの保護者らの話を聴いて対応できることがあれば対応するようにとの指示があったため、X教員は、その指示に従った。なお、本件小学校からは、小学校校長以外にも、[ ]教頭（本件小学校教頭、以下、「小学校教頭」という。）、[ ]教員（本件小学校Fの学級担任、以下、「Y教員」という。）、[ ]教員（本件小学校生徒指導主事、以下、「Z教員」という。）などの他の本件小学校関係者らに対しても、本件いじめ行為があったことの連絡は同日に行われて

いた。

F及びその保護者らの訴えによれば、Cが本件いじめ行為に関与しているとのことであったため、X教員は、Cの保護者に対して連絡をとるなどして、本件いじめ行為が行われた当時、本件公園内にいた児童生徒の特定を試みた。

Z教員は、同日、私事により本件小学校に向かうことができなかったものの、小学校校長、小学校教頭、Y教員は本件小学校に来ることができたことから、小学校校長の指示により、小学校教頭とX教員は、引き続き本件公園内にいた児童生徒の特定及び事実関係確認のための電話連絡を、Y教員については、Fの母親に寄り添うこととなった。なお、Fは、当初本件小学校にFの保護者らと一緒に来ていたものの、時間も遅くなったことから、Fの父親に連れられてFの祖母宅へ行くこととなった。そのため、同日、本件小学校の玄関付近でたまたまFと会ったというY教員以外にFの様子を確認した本件小学校の関係者はいなかった。同日、Fと会話をしたというY教員によれば、Fは、腹部の痛みを訴えていたとのことである。

その後、本件いじめ行為を行った人物がAであると判明したことから、AとAの保護者が本件小学校に来ることとなり、FとFの保護者がいる部屋にAとAの保護者が入室してきた際、Fの母親が過呼吸となったことから、その場にいたY教員がFの母親のサポートを行うこととなった。Fの母親の様子が落ち着いた後、Aは、Fの保護者らに対して、Fを蹴ったことに関し、事実を認めたうえで謝罪を行った。その後、夜遅い時間になっていたことから、その他の詳細な事実関係については、A以外の関係者からも話を聴いたうえで、週明けの月曜日に小学校校長からFの保護者らに対して報告を行うこととして、同日は解散することとなった。

## 2 令和5年3月5日

同日は日曜日であり、本件いじめ行為について、特段の状況の変化を確認できなかった。

### 3 令和5年3月6日

同日、Dは本件小学校を欠席していたことから、本件小学校に登校していたB、C、Eの3人に対して、小学校教頭、X教員、Z教員がそれぞれ対面で令和5年3月4日に本件公園内で起こった事実関係の聴き取りが行われた。事実関係の聴き取りに際しては、各自が同時刻に別々の場所で聴き取りを行い、Dには夕方に学校に来てもらい聴き取りを行った。最終的に小学校校長を交えて、事実関係のつき合わせが行われた。事実関係をつき合わせた結果、AがFを蹴った事実が確認でき、A以外のBないしEについては、AがFを蹴るのを止めることができる状態にはなかったものと小学校校長は判断した。ただし、事実関係の聴き取りに際して、Fからの聴き取りは行われていなかった。

小学校校長は、以上の事実関係の聴き取りの結果を電話でFの父親に伝え、本件小学校において、同日、本件小学校の放課後に話し合いが行われることとなり、小学校校長、X教員、Y教員、Fの保護者らが参加することとなった。その場において、Fの母親からは、本件公園内にいた本件小学校の■年生の連絡先を教えるよう求めがあったところ、小学校校長からは、個人情報であることを理由に、応じられない旨の回答がなされた。また、Fの保護者らからは、警察に対して被害届を出すとの訴えがあったところ、これに対して、小学校校長からは、被害届の提出については、本件小学校は関われない旨の回答がなされ、その後、Fの保護者らは本件小学校を出て行った。

以上の経緯を踏まえ、本件小学校から、AないしEに対して状況の連絡が行われたところ、AないしEの保護者らは本件小学校に来校した。本件小学校から、以上の経緯の説明がなされたところ、Fの保護者らに会って話したいとの結論に至ったため、本件小学校からFの保護者らに対して連絡を行ったところ、Fの父親が再び本件小学校へ来校し、既に警察に対して被害届が提出されたとの説明が行われ、その日は各自帰宅することとなった。

なお、小学校校長からは、同日の午前中に、本件教育委員会に対して、同日



時点で把握されていた事実関係を前提とする報告が電話で行われているものの、いじめ事案が発生したとの報告は行われてはいなかった。この時の小学校校長からの連絡に対し、本件教育委員会からは、本件小学校は立場的に中立でいるようにとの助言がなされた。

#### 4 令和5年3月7日

Fの母親は、同日の昼過ぎ頃に本件教育委員会を訪れ、同教育委員会に対し、Fが本件公園内でAに蹴られたことやその後の本件小学校の対応について相談を行った。相談内容は、小学校校長から「関わりたくない。保護者同士で勝手にやってくれ。警察や裁判所に訴えてもらっても構わない。転校してもらっても構わない。」という趣旨の内容を含むものであったことから、本件教育委員会からは、本件小学校に対して、Fの保護者らの気持ちを伝えて、話し合いを行うようにとの助言が行われた。

本件小学校からは、Fの保護者ら及びAないしEの保護者らに対して連絡が行われ、同日の夕方に本件小学校において、Fの保護者ら及びAないしEの保護者らを交えて話し合いが行われることとなった。この話し合いの場においては、Fの母親からの希望があり、小学校校長は同席しなかったものの、小学校教頭などの本件小学校関係者らが同席することとなった。

この話し合いの場では、Fの母親からは、小学校校長の退職や損害賠償などに関する訴えがあった。それに対して、AないしEの保護者らと本件小学校との間で対応が協議された結果、それらの訴えをその場で受け入れることはできないとの趣旨の回答がなされたところ、Fの保護者らからは、翌日の3月8日までに回答するようにとの要求があった。

#### 5 令和5年3月8日

同日、本件小学校から、Fの保護者らに対し、AないしEの保護者らからは、回答を待つてほしいとの意向があることが伝えられたが、Fの保護者らからは、回答は待てないとの返答がなされた。その後、AないしEの保護者らは本件小

学校に集まり、今後の対応について、回答を待ってもらえなければ訴訟は仕方がないとの意向が示された。

Aの母親は、本件いじめ行為の対応に関し、同日、本件教育委員会へ対応を相談しており、本件教育委員会からは、どちらか一方につくことはできないが、話は聴くので何かあれば相談してほしいとの回答が行われた。

## 第6 本件小学校の対応

### 1 Fからの事実関係の聴き取りが行われていないこと

上記第5の3で記載したとおり、本件では、本件小学校からFに対して、令和5年3月4日に本件公園内で起こった出来事についての聴き取りが何ら行われていない。

「いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取る」（基本方針35頁）とされていることから、事実関係を明らかにするためには、まずはいじめられた児童生徒からの聴き取りを行うことが基本であると考えられる。Fからの聴き取りが不可能な場合には、聴き取りを行えない場合もあり得るが（基本方針36頁）、本件でFからの聴き取りが不可能であるとは考えられない。実際に、小学校校長も、当委員会からのヒアリング調査の際に、「今思えば（Fの）お母さんとかお父さんからも聞けるのは聞けたなと思います。」「片方（F）の話を聞けていないのは不十分だったと思います。」と述べていることからしても、本件でFからの聴き取りは可能であったと考えられる。

基本方針32頁では、「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしない

まま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。」とされており、本件小学校の「学校いじめ防止基本方針」(以下、「学校基本方針」という。)においても、「いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合は、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。」

「いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。」ものとされている。また、いじめ防止対策推進法第23条2項においても、学校は、「いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる」ものともされている。

本件では、Fの保護者らからの強い訴えがあったのであるから、本件小学校としては慎重に調査を進めるべきであったところ、上述のように、F又はFの保護者らからの聴き取りが不可能であるとは考えられない。そうすると、本件小学校の対応は、上記基本方針などの規定に照らし、相当であったとは評価できない。

以上のように、Fからの聴き取りが行われていないにもかかわらず、A以外のBないしEについては、AがFを蹴るのを止めることができる状態にはなかったものとした小学校校長の判断は、その判断過程が不十分なものであったと指摘せざるを得ない。

加えて、本件小学校には、令和5年8月2日に「緊急いじめ調査委員会」が設置されるに至っているが、本件いじめ行為から約5ヵ月後に設置されたものであり、その間、特段設置の妨げとなる要因がなかったことからすると、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるのが遅かったと言わざるを得ない。

なお、本件では、Fの保護者らから本件いじめ行為に関して、アンケート調査が実施されるべきであるとの訴えが本件小学校に対してあったが、本件小学校において定期的に行われているアンケート調査において、本件いじめ行為以前にFに対するいじめ行為が確認されていないことや、その他に日常的にF

に対するいじめが行われていることを根拠づける資料などが見当たらないことからすると、本件小学校が個別のアンケート調査を実施していないことをもって、直ちに調査不足であったとまでは評価できない。

## 2 情報の記録

本件小学校の学校基本方針においては、「得られた情報は確実に記録に残す。」とされているところ、これは、基本方針30頁の「いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。」との記載の趣旨を踏まえたものと考えられる。

本件小学校は、本件いじめ行為後、各関係者の動向を記載した書面を定期的に作成している。もっとも、AないしEからの聴取事項を逐語的に記載した書面の存在は確認できなかった。上述のように、本件小学校が各関係者の動向を記載した書面を作成し、事実関係を記録していることからすれば、本件小学校の情報の記録状況に不備があったとまでは評価できないものの、本件のように、複数の関係者がいる事案においては、各関係者からの聴取事項を逐語的に正確に記録しておくことが望ましいと考えられ、本件小学校の情報の記録方法には改善の余地があるというべきである。

## 3 保護者らへの説明

本件小学校の学校基本方針においては、「被害者児童・保護者に対する説明、支援」として、「いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童の支援や事実確認を含む今後の学校としての対応等を保護者へ説明する。」とされており、「加害者児童への指導及び保護者への支援」として、「まず、加害児童にはいじめの事実を認めさせ、謝罪させる。保護者の心情を理解しながらも、事実を丁寧に説明し、今後の対応を話し合う。」とされている。また、いじめ防止対策推進法第23条3項においても、「事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受け

た児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。」とされている。

本件では、上述のように、Fからの聴き取りが行われておらず、今後の本件小学校としての対応などをFの保護者らへ説明するための前提となる事実確認が行われていなかった（令和5年3月4日に、AがFの保護者らに謝罪していることで、直ちに本件がいじめ事案でなくなるわけではないのであるから、このことをもってFからの聴き取りを行わない理由にはならないというべきである。）。また、本件小学校関係者らからのヒアリングによれば、本件小学校関係者らが、本件いじめ行為が発生した直後から、本件がいじめ事案であるとの明確な認識を有していたとは、評価できなかった。前提となる事実関係の確認と本件小学校関係者らによるいじめ事案との認識の有無が、保護者らへの説明を行う上でも重要であることは明らかであり、本件ではこれらの点が不十分であったことが、Fの保護者らの本件小学校への不信感につながったのではないかと考えられる。

#### 4 情報共有

いじめ防止対策推進法第23条5項においては、「支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

情報の共有を行う前提として、事実関係の確認を行うことが重要であるところ、本件では上述のように不十分な事実確認しかなされていないこと、また、本件小学校関係者らの間で本件がいじめ事案として対応しなければならないとの認識が十分に共有できていたとは言えないことなどからすると、適切な情報の共有がされていたかについては疑問が残ると言わざるを得ない。

#### 5 いじめ重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第30条第1項においては、「地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。」とされている。

本件小学校関係者らからのヒアリング調査によれば、本件いじめ行為に関する報告は、適宜、本件教育委員会に対して行っていたとのことであるが、いじめ重大事態に該当する旨の正式な報告が書面で行われている形跡は確認できていない。客観的な書面などの資料が存在していない以上、どのような内容の報告をいつ、誰が、どのように行ったのかの検証が困難であると言わざるを得ず、いじめ重大事態への対応について、本件小学校の対応が適切であったか否かについては、当委員会の調査において明らかにはならなかった。

今後は、いついかなる内容の報告を行ったのかが明らかになるよう書面などの報告が行われることが期待される。

## 第7 本件教育委員会の対応

### 1 本件教育委員会からの指導などの内容

本件教育委員会は、いじめ防止対策推進法第24条などに基づき、本件小学校から本件いじめ行為に関する連絡を受けた際に、必要な支援、必要な措置を講ずるための指示などを行うべき立場にあった。

本件では、令和5年3月6日の午前中に本件小学校から、同時点で把握されていた事実関係を前提とする報告が電話で行われているところ、この際に、本件教育委員会からは、本件小学校は立場的に中立でいるようにとの助言がなされている。ここでの助言は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の「調査においては、加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保すること。」(ガイドライン10頁)との記載に沿う側面はあるものの、

被害児童生徒を守ることを最優先とし、調査を実施する(ガイドライン10頁)との助言がなされた形跡がなかったことからすると、本件教育委員会からの指示内容では、このような側面が十分に意識されていなかったといえる。

また、Fの保護者らは、令和5年3月7日は、本件教育委員会を訪れたうえ、本件小学校の対応を疑問視していたところ、本件小学校で「緊急いじめ調査委員会」が設置されたのは、令和5年8月2日であり、本件いじめ行為からいじめ調査のための委員会が本件小学校内に設置されるまで約5ヵ月もの期間を要している。本件教育委員会としては、Fの保護者らからの訴えを早期に把握していたのであるから、より早い段階で本件小学校に対して、いじめ調査のための組織を設置するよう指示を出すこともできたと考えられる。

## 2 いじめ重大事態の対応

ヒアリング調査の結果によれば、本件教育委員会からは、地方公共団体の長に対して、いじめ重大事態に該当する旨の報告が行われたとの事であるが、上記第6の5で記載したとおり、いじめ重大事態に該当する旨の正式な報告が書面で行われている形跡は確認できていない。客観的な書面などの資料が存在していない以上、どのような内容の報告をいつ、誰が、どのように行ったのかの検証が困難であると言わざるを得ず、いじめ重大事態への対応について、本件教育委員会の対応が適切であったか否かについては、当委員会の調査において明らかにはならなかった。

今後は、いついかなる内容の報告を行ったのかが明らかになるよう書面などで報告が行われることが期待される。

## 第8 当委員会の提言

### 1 事実関係を適切に把握すること及びそのための措置を講ずること

これまでも繰り返し述べてきたとおり、本件ではFからの聴き取りが行われていなかった。本件小学校はもちろんのこと、本件教育委員会にとっても、事

実関係を適切に把握することは、いじめ事案が発生した際の最も初歩的な対応と考えられる。いじめ防止対策推進法、基本方針、ガイドラインなどの規定に照らしても、このことは明らかである。

事実関係を適切に把握するためには、関係各当事者からの直接の聴き取りはもちろんのこと、関係各当事者の直接の聴き取り結果が一致している点又は一致していない点はどこかを正確に把握し、一致していない点については、その他に客観的資料があるかどうかという観点から考察を行うことなどが考えられ、その際には聴き取りによって得られた結果を可能な限り正確に記録しておくことが必要である。また、事案によってはアンケート調査を実施するといった方法も行われるべきである。

## 2 「いじめ」の概念に対する理解を深めること

本件小学校及び本件教育委員会のいずれにおいても、本件いじめ行為の直後から、本件がいじめ事案に該当するとの認識が明確になされていなかった。どのような行為が「いじめ」に該当するかは、法令や基本方針によって定められており、各種文献にも具体例が示されているところであるから、研修や勉強会の開催などによって、いかなる場合が「いじめ」に該当するのかについて、理解を深めていくことが重要である。

また、「いじめ」に該当する事案が発生した場合に、小学校と教育委員会とでどのような調査や対応を行っていくのかについても、法令や基本方針、その他ガイドラインの規定を熟知した上で、個別の事案に応じて適切に対応することが重要であることから、これらの各種規定についても、上記と同様に研修や勉強会の開催などによって、理解を深めていくことが重要である。

## 3 専門機関の利用

ガイドラインにおいても「被害児童生徒・保護者が精神的に不安定になっている場合、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるように勧めること。この際、可能な限り、学校の教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシ



ャルワーカー等が寄り添いながら、専門機関による支援につなげることを望ましい。」(10頁)とされているところ、本件でも、Fの保護者らから、いじめの訴えがあった段階で、なるべく早期に専門機関を利用するなどしてF及びFの保護者らの不安を解消するように努めることが重要であったと考えられる(これは、本件小学校と本件教育委員会のいずれにも言えることである)。したがって、今後は、専門機関とも日頃から関係を深めるなどして、問題が生じた場合には、なるべく早期に専門機関との連携を図ることが検討されるべきである。

## 第9 最後に

いじめを未然に防ぐことが重要なのは言うまでもないことであるが、万が一、いじめが発生してしまった場合には、教員などの関係者は、一人で対応するのではなく、各関係者や専門機関と密に連携を図り、また、被害児童、加害児童、その保護者などの心情にも十分に配慮した対応が行われるべきである。

そのためには、日頃からの研鑽が大切であると考えられるが、教員などの個々人の努力だけではなく、いじめの未然防止やいじめが起こってしまった場合に対応する専門機関との連携を含めた組織体制の構築も同様に大切である。教員などの学校関係者らの個々人の努力と上述の組織体制の構築などの措置を講ずることによって、保護者達からの信頼を得、子ども達が安心して学校で教育を受けられる環境が整えられることを当委員会は希求する。

以上

